

国産畜産物利用安定化対策事業実施要綱

令和5年12月1日付け5農畜機第5655号
一部改正 令和6年3月27日付け5農畜機第8511号

我が国の酪農は、世界的な穀物需要の増加やエネルギー価格の上昇等の影響による飼料費等の高止まりが続いており、酪農経営の状況が悪化している。こうした中、適切にコスト上昇を価格に転嫁できる環境を整えるため、生乳需給の改善に向けた環境整備及び国産乳製品等の需要確保を図ることが急務となっている。

このため、独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）は、在庫水準が高くなっている脱脂粉乳について民間事業者が協調して行う脱脂粉乳の在庫低減に対する取組を支援する事業、牛乳乳製品の値上げに伴う消費減退による乳製品在庫の積み増し分について生産者団体が保管する取組を支援する事業及び牛乳乳製品の消費拡大のプロモーション等に対する取組を支援する事業に対し、独立行政法人農畜産業振興機構法（平成14年法律第126号）第10条第2号の規定に基づき補助することとし、もって生乳需給及び酪農経営の安定に資するものとする。

この事業の補助金の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「補助金適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、畜産業振興事業の実施について（平成15年10月1日付け15農畜機第48号-1）及び畜産業振興事業に係る補助金交付の停止措置について（平成26年3月31日付け25農畜機第5376号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

第1 事業実施主体、事業の内容等

この事業の事業実施主体、事業の内容等については、以下のとおりとする。

1 在庫低減対策事業

在庫水準が高くなっている脱脂粉乳について、民間事業者が協調して行う脱脂粉乳を飼料用として販売する取組を支援する事業であり、別添

1 のとおりとする。

2 乳製品長期保管特別対策事業

牛乳乳製品の値上げに伴う消費減退による乳製品在庫の積み増し分について、生産者団体が市場に影響を与えないように行う保管に要する経費を支援する事業であり、別添2のとおりとする。

3 国産乳製品等需要拡大事業

脱脂粉乳の在庫抑制を図るため、新商品の開発、製造及び販売、需要拡大に向けたプロモーション並びに流通販売形態の変更等の取組を支援する事業であり、別添3のとおりとする。

第2 定義

- 1 この要綱において「乳等省令」とは、乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和26年厚生省令第52号）をいう。
- 2 この要綱において「生乳」とは、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和29年法律第182号）第2条第1項に規定するしぼったままの牛乳をいう。
- 3 この要綱において「乳業者」とは、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律第2条第2項に規定する乳業を行う者をいう。
- 4 この要綱において「生乳生産者団体」とは、生乳の生産者が直接又は間接の構成員となっている農業協同組合又は農業協同組合連合会をいう。

第3 その他

この要綱に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項については、独立行政法人農畜産業振興機構理事長（以下「理事長」という。）が別に定めるものとする。

附 則（令和5年12月1日付け5農畜機第5655号）

- 1 この要綱は、令和5年12月1日から施行する。
- 2 別添1の事業について、令和5年12月1日から補助金交付決定までの

間に着手した場合にあっては、「畜産業振興事業の実施について」（平成15年10月1日付け15農畜機第48号－1）13の規定にかかわらず、別添1の別紙様式第1号の補助金交付申請書の備考欄の該当箇所に着手年月日を記入することにより行うものとする。この場合、事業実施主体又は事業実施主体から補助を受けて事業に係る取組を実施する者は、補助金の交付決定までのあらゆる損失等について自ら責任を負うことを了知の上で行うものとする。

附 則（令和6年3月27日付け5農畜機第8511号）
この要綱の改正は、令和6年4月1日から施行する。